令和6年3月11日 文教委員会

- 2 所管事務の報告(報告)
 - (1) 学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて「追加資料]

学校給食用食材の納品書の確認及び監査について

- 1 納品書の確認及び監査の実施について
 - (1) 日々の納品書の確認(各学校及び給食センター)
 - 食材納品業者は、食材納品時、各学校等に納品書を提出
 - 各学校等は、納品された食材の種別・数量を納品書と照合して確認 (食材の品質は目視等で確認)
 - (2) 月ごとの納品書の確認(給食会)
 - 食材納品業者は、食材納品時、給食会に納品書を提出
 - 給食会は、納品された食材の種別・数量を納品書と照合して確認
 - 公認会計士による通帳の照合や会計伝票等のチェックを実施
 - (3) 年度ごとの納品書の確認(給食会の会計監査)
 - 給食会は、納品書、請求書、契約書等を監事(公認会計士等)に提出
 - ・ 監事(公認会計士等)は、給食会からの提出書類を基に監査を実施
- 2 食材納品業者に対する納品書の確認及び監査等の実施について(給食会)
 - 給食会は食材納品業者及び食材加工業者等に対して、衛生管理等の運営体制の確認のための調査を年に数回実施
 - 現在では、当該調査時、食材納品業者及び食材加工業者等が保管している納品書の確認(監査等)は行っていないが、今後は食品加工工場等への調査の際に納品書を確認することについて実施を検討